

日 時：令和 8 年 7 月 8 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、津村審議官、戸梶総務課長、日置参事官、
在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第362回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題 1「第65回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告について」、個人情報保護委員会議事運営規程第 8 条の規定に基づき、同フォーラムに参加された中湊専門委員にも御出席いただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第65回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラムの結果について、御報告させていただきます。

資料 1－1 に概要をまとめています。

A P P A フォーラムは、アジア太平洋地域の14の国・地域における20のデータ保護機関が加盟するフォーラムで、年に 2 回、対面会合が 1 回とオンライン会合が 1 回開催されます。今年は、6 月16日から17日までの 2 日間、香港特別行政区において対面会合形式で開催されました。

各国・地域の法制度や執行について報告が行われたほか、パネルセッションが二つ開催されました。一つ目は、アジア太平洋地域におけるデータ保護法の執行手段や協力について、二つ目は、こどものデータとプライバシー保護をテーマとしたセッションでした。また、エージェント A I に関するラウンドテーブルディスカッションや、A P P A 内の各ワーキンググループや G 7 など、各国際枠組みからの説明や報告が行われています。

各国・地域の法制度・執行についてのセッションでは、3 か国・地域が事前に登録したテーマを 3 分類し、普及啓発、事案調査、法改正の三つの分類に沿って、15機関から報告が行われました。日本からは、清水委員より、個人情報保護法改正案について、背景やポイントを中心に御紹介いただきました。

パネルセッションでは、アジア太平洋地域における法執行に係る実務と協力をテーマとしたパネルに中湊専門委員が登壇し、各国・地域の執行実務や執行協力について議論する流れの中で、日本からは、個情法改正案における課徴金制度の導入とその考え方、A I 開

発を含む統計情報等の作成に限定した本人同意を不要とする個人データ等の第三者提供等に係る特例制度について、また、最近のMOC締結事例について紹介いただきました。

他国・地域との関係においては、シンガポールのデニス・ウォン委員や韓国のソン・ギョンヒ委員長をはじめとした、他国データ保護機関ヘッドとの意見交換も実施しています。

今次会合におけるセッションのテーマ等が記されたコミュニケが公表されています。資料1－2が英語原文、1－3がその日本語仮訳です。

御報告は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、A P P Aフォーラムに参加された、清水委員及び中湊専門委員からコメントを頂きたいと思います。まず、清水委員からお願いいたします。

○清水委員 この度、初めてアジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラムに参加し、大変貴重な経験を得ることができました。まずは参加に際し、国際室はもとより、事前のレポート作成等に当たり、事務局のあらゆる課室に御協力いただきましたことを、この場を借りて感謝申し上げたいと思います。

会議では、国際的な枠組みの中で、共通の課題認識の下、活発な意見交換が行われていることを肌で感じました。

各国・地域の最新状況報告セッションでは、日本の個人情報保護法の改正案につき、データの利活用需要が高まっている一方、個人情報の違法な取扱いによるリスクは増大しているという背景や、改正案の内容として、個人の権利利益保護の強化、適正なデータ利活用の推進、こどもや顔特徴データ等へのリスクに対応した規律の導入といったポイントについて説明しました。

また、今回のフォーラムでは、個別のテーマ、特にA Iにフォーカスした報告や議論が行われたことに深く印象付けられました。各国がA I開発に注力する中、議長国シンガポールからは、いち早くエージェント型A Iがもたらす課題がメンバーに共有され、このような新興A I技術の進展を支援しつつも、プライバシー及びデータ保護上のリスクに対応するために、各企業の組織的安全管理措置、規制当局によるタイムリーなガイダンスの公表、様々な知見や経験の交換といった国際協力がますます重要になるという認識を共有することができました。

日本では、この度の法改正でA I開発を含む統計特例を導入しようとしているわけですが、今後、A Iの開発や利用から起こる様々なデータ保護上の課題が顕在化することも想定されます。したがって、当委員会といたしましても、A Iに関係する他の政府機関と連携し、これらの課題に適切に対処していく必要があると感じました。他国からも注目されている法改正でございますので、下位法令で定められる予定の具体的な制度についても、今後しかるべき時期に紹介していきたいと考えております。

本会合では、対面で参加した全ての各国・地域代表団のヘッドと直に言葉を交わすことができました。こういった海外の同僚と積極的にコミュニケーションを図り、率直な意見

交換を積み重ねることは、国際的な関係を強化していく上で非常に重要であると改めて認識していたしました。今後も、他国・地域との信頼関係の構築と、継続的な連携の促進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○手塚委員長 どうもありがとうございました。

つづきまして、中湊専門委員からお願いいたします。

○中湊専門委員 私は、今回で10回目のA P P Aフォーラムへの参加となりました。今回のフォーラムでは、アジア太平洋地域における執行協力をテーマとするパネルセッションに登壇しました。

このパネルセッションでは、各国地域の多様な執行手段及び国際執行協力の観点から議論が行われ、私からは、日本の個人情報保護法改正案について、課徴金制度の導入、A I 開発等の統計情報作成に限定した本人同意を不要とする個人データ等の第三者提供等における特例制度、それから、最近のM O C 締結事例について紹介いたしました。

具体的には、課徴金制度は、悪質な違法行為を実効的に抑止しつつ、経済活動におけるデータ活用を萎縮させないように、限定的かつ慎重な対応という観点を踏まえた導入であること、特例制度については、複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていることを踏まえつつ、適法で安全なデータ利用の確保を担保するための適用条件を設けることで、個人情報保護も担保するものであることを説明いたしました。

パネルセッションは、モデレーターがシンガポール、ほかのパネリストがカナダ、ニュージーランド、韓国でしたが、登壇した各国の間では、法執行に関する課題への対応についての考え方に違いがあり、例えば、課徴金制度を有しない国がある一方で、大規模な課徴金制度を導入している国もありました。こうした各国の制度や考え方を聴取するとともに、日本の制度について発信することができ、大変有意義な機会になりました。

引き続き、当委員会が進める取組を積極的に発信し、その重要性について広く理解を促進することで、同フォーラムにおける日本のプレゼンスの向上に一層貢献していきたいと思います。

私からは以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明、清水委員及び中湊専門委員からのコメントについて、御質問、御意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。